

令和7年12月3日開会

# 令和7年第4回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

## 令和7年第4回下妻市議会定例会議案目次

	頁
議案第49号	下妻市手数料条例の一部改正について…………… 3
議案第50号	下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 6
議案第51号	下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 10
議案第52号	下妻市都市公園管理条例の一部改正について…………… 14
議案第53号	下妻市水道事業給水条例及び下妻市下水道条例の一部改正について… 29
議案第54号	公の施設（下妻市中心身障害者福祉センター「ひばりの」）の指定管理者の指定について…………… 33
議案第55号	公の施設（下妻市福祉センター「シルピア」）の指定管理者の指定について…………… 34
議案第56号	公の施設（道の駅しもつま）の指定管理者の指定について…………… 35
議案第57号	字の区域の変更について…………… 36
議案第58号	市道路線の認定について…………… 38
議案第59号	市道路線の廃止について…………… 46
議案第60号	令和7年度下妻市一般会計補正予算（第6号）について…………… 56
議案第61号	令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 75
議案第62号	令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について…………… 81
議案第63号	下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について…… 87

議案第49号

下妻市手数料条例の一部改正について

下妻市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

窓口の混雑緩和とマイナンバーカードの利用促進を目的として、多機能端末機を利用した証明書の交付に係る手数料の額を一定期間減額するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市手数料条例の一部を改正する条例

下妻市手数料条例（平成12年下妻市条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（多機能端末機により交付する場合における手数料の額の特例）

- 2 令和8年2月2日から令和9年1月31日までの間、多機能端末機により第2条第1号、第13号、第16号、第17号及び第23号に掲げる書面を交付する場合における同条第1号、第13号、第16号、第17号及び第23号の規定の適用については、同条第1号中「350円」とあるのは「10円」と、同条第13号、第16号、第17号及び第23号中「200円」とあるのは「10円」とする。

付 則

この条例は、令和8年2月2日から施行する。

下妻市手数料条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>付 則</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(多機能端末機により交付する場合における手数料の額の特例)</u></p> <p><u>2 令和8年2月2日から令和9年1月31日までの間、多機能端末機により第2条第1号、第13号、第16号、第17号及び第23号に掲げる書面を交付する場合における同条第1号、第13号、第16号、第17号及び第23号の規定の適用については、同条第1号中「350円」とあるのは「10円」と、同条第13号、第16号、第17号及び第23号中「200円」とあるのは「10円」とする。</u></p>

議案第50号

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、条文の整理を行う必要があることから、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年下妻市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年下妻市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

【第1条関係】 下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)  幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>  _____  _____  _____に掲げる行為その</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)  幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その</p>

現 行	改 正
他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【第2条関係】 下妻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

議案第 5 1 号

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、当該基準に合わせて所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下妻市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

現 行	改 正				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断</p> <hr/> <p>_____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> _____の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1146 810 2024 1098"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 810 1585 954"><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> <u>の利用開始前の健康診断</u></td> <td data-bbox="1585 810 2024 954"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 954 1585 1098"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="1585 954 2024 1098"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 略</p>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> <u>の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> <u>の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

議案第 5 2 号

下妻市都市公園管理条例の一部改正について

下妻市都市公園管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

都市公園において物品の販売、撮影、興行等を行う場合及び小貝川ふれあい公園のギャラリーを利用する場合の使用料を新設するほか、一部公園施設の利用時間の変更その他所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市都市公園管理条例の一部を改正する条例

下妻市都市公園管理条例（昭和61年下妻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「興業」を「興行」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。

第2条第1項第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「市長の指示する事項」を「規則で定める事項」に改める。

第4条第2号中「又は」を「、又は」に改め、同条第7号中「車両を乗り入れる」を「車両等を乗り入れ、又は留め置く」に改める。

第6条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可)

第6条の2 有料公園施設を利用しようとする者は市長の許可を、小貝川ふれあい公園のソフトボール球場及びサッカー場を利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならない。

第10条中「第3項」の次に「又は第2条第1項若しくは第3項」を加える。

第11条に次の1項を加える。

3 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、当該使用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、使用料の額が長さを単位として定められている場合において、当該使用の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。

第13条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として利用する場合

第19条の2第1項中「又は」を「、」に改め、「第3項」の次に「又は第2条第1項若しくは第3項」を加え、同条第2項中「及び4」を「及び5」に改める。

第19条の6第1項中「及び4」を「及び5」に改める。

第20条中「一に」を「いずれかに」に、「1万円」を「5万円」に改め、同条第3号中「第6条第3項」を「第6条の2」に改める。

別表第1中「

小貝川ふれあい公園	バーベキュー場
	パークゴルフ場

」を「

小貝川ふれあい公園	バーベキュー場
	パークゴルフ場
	ギャラリー

」に改める。

別表第2中「パークゴルフ場」の次に「及びギャラリー」を加え、「(11月1日から3月31日までの期間は、午前9時30分から午後4時まで)」を削り、「午前8時30分」を「午前9時」に改める。

別表第3の1の表中「売店」を「施設の種類を問わず」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 入札に付して自動販売機の設置を許可する場合の使用料は、当該入札の落札金額とする。
- 2 特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。

別表第3の3の表売店の項中「8ヶ月」を「8か月」に改め、同表厨房の項中「8ヶ月」を「8か月」に改め、同表自動販売機の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。

別表第3の4の表中「

小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000
	パークゴルフ場	36ホール 大人 500 小中学生 200
		年会員 1年間 12,000 半年間 7,000
		回数券 6回券 大人 2,500

」を「

小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000
-----------	---------	--------------

	パークゴルフ場	36ホール 大人 500
		小中学生 200
		年会員 1年間 12,000 半年間 7,000
	回数券 6回券 大人 2,500	
	ギャラリー	9:00~12:00 1,000
		13:00~16:30 1,000
		9:00~16:30 2,000

」に、「8:30」を「9:00」に改め、同表備考1中「年会員は、60歳以上の者を対象とする。」を削り、同表備考に次のように加える。

4 特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。

別表第3の4の表を別表第3の5の表とする。

別表第3の3の表の次に次の表を加える。

4 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の内容	単位	金額(円)
物品の販売、募金その他これらに類する行為	使用面積20平方メートルごとに1日につき	1,000
業として行う写真の撮影	写真機1台1日につき	1,000
業として行う映画の撮影	1日につき	10,000
興行	1日につき	10,000
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル1日につき	2

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下妻市都市公園管理条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) <u>興業</u>を行うこと。</p> <p><u>(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</u></p> <p><u>(5) 小貝川ふれあい公園のソフトボール球場及びサッカー場を利用する場合</u></p> <p><u>(6) 花火、バーベキュー、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</u></p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他<u>市長の指示する事項</u>を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) <u>興行</u>を行うこと。</p> <p><u>(4) 都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。</u></p> <p><u>(5) 花火、バーベキュー、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</u></p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他<u>規則で定める事項</u>を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>

現 行	改 正
<p>(2) 植物を採取し、伐採し<u>又は</u> 損傷すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 指定した場所以外の場所に<u>車両を乗り入れる</u> こと。</p> <p>(8)～(12) 略 (有料公園施設)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 有料公園施設の全部又は一部を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項 _____ の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) 植物を採取し、伐採し、<u>又は</u> 損傷すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 指定した場所以外の場所に<u>車両等を乗り入れ、又は留め置く</u> こと。</p> <p>(8)～(12) 略 (有料公園施設)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p><u>第6条の2 有料公園施設を利用しようとする者は市長の許可を、小貝川ふれあい公園のソフトボール球場及びサッカー場を利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項 <u>又は第2条第1項若しくは第3項</u> の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p>

現 行	改 正
<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公用で利用する場合</p> <p>(2) 公益事業のため利用する場合</p> <p><u>(3) その他市長が必要と認めた場合</u></p> <p>(利用料金の納付等)</p> <p>第19条の2 有料公園施設の利用者(法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項_____の許可を受けた者を除く。)は、第10条の規定により使用料を納付する場合を除き、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第3の3及び4(指定管理施設に限る。)に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>	<p><u>3 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、当該使用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、使用料の額が長さを単位として定められている場合において、当該使用の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公用で利用する場合</p> <p>(2) 公益事業のため利用する場合</p> <p><u>(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として利用する場合</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認めた場合</u></p> <p>(利用料金の納付等)</p> <p>第19条の2 有料公園施設の利用者(法第5条第1項、____法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者を除く。)は、第10条の規定により使用料を納付する場合を除き、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第3の3及び5(指定管理施設に限る。)に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>

現 行	改 正											
<p>3 略 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第19条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が臨時に有料公園施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第3の3及び4に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。</p> <p>2 略 (罰則)</p> <p>第20条 次の各号の<u>一</u>に_____該当する者に対しては、<u>1万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第6条第3項</u>の規定に違反した者</p> <p>(4) 略</p> <p>別表第1(第6条関係) 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小貝川ふれあい公園</td> <td style="text-align: center;">バーベキュー場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パークゴルフ場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設名	小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	パークゴルフ場	<p>3 略 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第19条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が臨時に有料公園施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第3の3及び5に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。</p> <p>2 略 (罰則)</p> <p>第20条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては、<u>5万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第6条の2</u>の規定に違反した者</p> <p>(4) 略</p> <p>別表第1(第6条関係) 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">小貝川ふれあい公園</td> <td style="text-align: center;">バーベキュー場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パークゴルフ場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ギャラリー</u></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設名	小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	パークゴルフ場	<u>ギャラリー</u>
都市公園名	有料公園施設名											
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場											
	パークゴルフ場											
都市公園名	有料公園施設名											
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場											
	パークゴルフ場											
	<u>ギャラリー</u>											

現 行		改 正	
砂沼広域公園	多目的研修館 テニスコート 多目的広場	砂沼広域公園	多目的研修館 テニスコート 多目的広場
やすらぎの里公園	ふるさと交流館	やすらぎの里公園	ふるさと交流館
別表第2(第6条関係) 有料公園施設の利用日及び利用時間		別表第2(第6条関係) 有料公園施設の利用日及び利用時間	
都市公園名	有料公園施設名	利用日	利用時間
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前10時から午後4時30分まで
	パークゴルフ場_____	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定す	午前9時から午後4時30分まで(11月1日
都市公園名	有料公園施設名	利用日	利用時間
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前10時から午後4時30分まで
	パークゴルフ場及びギャラリー	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定す	午前9時から午後4時30分まで_____

現 行				改 正			
		る休日にあたる ときは、その 翌日)及び12月 29日から翌年 の1月3日まで の日を除く毎 日	<u>から3月31日 までの期間は、 午前9時30分 から午後4時 まで)</u>			る休日にあた るときは、その 翌日)及び12月 29日から翌年 の1月3日まで の日を除く毎 日	_____
砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日(国民の 祝日に関する 法律に規定す る休日にあた るときは、その 翌日)及び12月 29日から翌年 の1月3日まで の日を除く毎 日	午前9時から 午後4時30分 まで	砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日(国民の 祝日に関する 法律に規定す る休日にあた るときは、その 翌日)及び12月 29日から翌年 の1月3日まで の日を除く毎 日	午前9時から 午後4時30分 まで
	テニスコート 多目的広場	毎月第1水曜 日(国民の祝日 に関する法律 に規定する休 日にあたると きは、その翌	<u>午前8時30分 から午後9時 まで</u>			テニスコート 多目的広場	毎月第1水曜 日(国民の祝日 に関する法律 に規定する休 日にあたると きは、その翌

現 行				改 正			
		日)並びに1月1日及び12月31日を除く毎日				日)並びに1月1日及び12月31日を除く毎日	
やすらぎの里公園	ふるさと交流館	水曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後9時まで	やすらぎの里公園	ふるさと交流館	水曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後9時まで
別表第3(第10条関係)				別表第3(第10条関係)			
1 公園施設を設ける場合				1 公園施設を設ける場合			
公園施設の 種類	使用期間	単位	金額(円)	公園施設の 種類	使用期間	単位	金額(円)
<u>売店</u>	1年以上の場合	1平方メートル 1年につき	240	<u>施設の種類を問わず</u>	1年以上の場合	1平方メートル 1年につき	240
	1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	25		1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	25
				<u>備考</u>			
				1 入札に付して自動販売機の設置を許可する場合の使用料は、			

現 行				改 正			
2 略				<p><u>当該入札の落札金額とする。</u></p> <p>2 特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。</p>			
3 公園施設を管理する場合				3 公園施設を管理する場合			
種類	単位	金額(円)	備考	種類	単位	金額(円)	備考
売店	1平方メートル1年につき	5,640	8ヶ月以上又は年間通して使用するものに限る。	売店	1平方メートル1年につき	5,640	<u>8か月</u> 以上又は年間通して使用するものに限る。
厨房	1平方メートル1年につき	9,480	8ヶ月以上又は年間通して使用するものに限る。	厨房	1平方メートル1年につき	9,480	<u>8か月</u> 以上又は年間通して使用するものに限る。
<u>自動販売機</u>	<u>1基1月につき</u>	<u>電気料相当額</u>	<u>年間通して使用するものに限る。</u>				
				備考 特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。			
				4 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合			
				<u>行為の内容</u>	<u>単位</u>	<u>金額(円)</u>	
				<u>物品の販売、募金その他これらに類する行為</u>	<u>使用面積20平方メートルごとに1日につき</u>	<u>1,000</u>	
				<u>業として行う写真の</u>	<u>写真機1台1日につき</u>	<u>1,000</u>	

現 行		改 正																												
		<u>撮影</u>	<u>き</u>																											
		<u>業として行う映画の撮影</u>	<u>1日につき</u> <u>10,000</u>																											
		<u>興行</u>	<u>1日につき</u> <u>10,000</u>																											
		<u>競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し</u>	<u>1平方メートル1日につき</u> <u>2</u>																											
<p>4 有料公園施設を利用する場合  (ア) 普通使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料施設名</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小貝川ふれあい公園</td> <td>バーベキュー場</td> <td>炉1基につき 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パークゴルフ場</td> <td>36ホール 大人 500 小中学生 200</td> </tr> <tr> <td>年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500</td> </tr> <tr> <td>砂沼広域公園</td> <td>多目的研修館研修室</td> <td>(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	有料施設名	使用料(円)	小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000	パークゴルフ場	36ホール 大人 500 小中学生 200	年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500	砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000	<p>5 有料公園施設を利用する場合  (ア) 普通使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料施設名</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小貝川ふれあい公園</td> <td>バーベキュー場</td> <td>炉1基につき 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パークゴルフ場</td> <td>36ホール 大人 500 小中学生 200</td> </tr> <tr> <td>年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ギャラリー</u></td> <td><u>9:00~12:00 1,000</u> <u>13:00~16:30 1,000</u> <u>9:00~16:30 2,000</u></td> </tr> <tr> <td>砂沼広域公園</td> <td>多目的研修館研修室</td> <td>(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000</td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	有料施設名	使用料(円)	小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000	パークゴルフ場	36ホール 大人 500 小中学生 200	年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500		<u>ギャラリー</u>	<u>9:00~12:00 1,000</u> <u>13:00~16:30 1,000</u> <u>9:00~16:30 2,000</u>	砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000
都市公園名	有料施設名	使用料(円)																												
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000																												
	パークゴルフ場	36ホール 大人 500 小中学生 200																												
		年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500																												
砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000																												
都市公園名	有料施設名	使用料(円)																												
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	炉1基につき 1,000																												
	パークゴルフ場	36ホール 大人 500 小中学生 200																												
		年会員 1年間 12,000 半年間 7,000 回数券 6回券 大人 2,500																												
	<u>ギャラリー</u>	<u>9:00~12:00 1,000</u> <u>13:00~16:30 1,000</u> <u>9:00~16:30 2,000</u>																												
砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000																												

現 行		改 正			
	多目的研修館茶室	(小間) 9:00~12:00 2,500 13:00~16:30 2,500 9:00~16:30 5,000		多目的研修館茶室	(小間) 9:00~12:00 2,500 13:00~16:30 2,500 9:00~16:30 5,000
	多目的研修館立札席	9:00~12:00 3,000 13:00~16:30 3,000 9:00~16:30 6,000		多目的研修館立札席	9:00~12:00 3,000 13:00~16:30 3,000 9:00~16:30 6,000
	テニスコート	団体利用料金 <u>8:30</u> ~12:00 1面につき 1,040 12:00~17:00 1面につき 1,530 <u>8:30</u> ~17:00 1面につき 2,390 1時間までごとに 1面につき 340 個人利用料金 団体利用料金に同じ。		テニスコート	団体利用料金 <u>9:00</u> ~12:00 1面につき 1,040 12:00~17:00 1面につき 1,530 <u>9:00</u> ~17:00 1面につき 2,390 1時間までごとに 1面につき 340 個人利用料金 団体利用料金に同じ。
	多目的広場	団体利用料金 <u>8:30</u> ~12:00 750 12:00~17:00 1,040 <u>8:30</u> ~17:00 1,530 1時間までごとに 280		多目的広場	団体利用料金 <u>9:00</u> ~12:00 750 12:00~17:00 1,040 <u>9:00</u> ~17:00 1,530 1時間までごとに 280

現 行			改 正		
		個人利用料金 無料			個人利用料金 無料
略			略		
備考			備考		
<p>1 小貝川ふれあい公園パークゴルフ場の利用について            利用対象者は、小学生以上とし、小学生については、保護者同伴を許可条件とする。            障害者は、無料とする。  <u>年会員は、60歳以上の者を対象とする。</u></p>			<p>1 小貝川ふれあい公園パークゴルフ場の利用について            利用対象者は、小学生以上とし、小学生については、保護者同伴を許可条件とする。            障害者は、無料とする。</p>		
2・3 略			2・3 略		
			<p>4 <u>特別に電気、水道等を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。</u></p>		
(イ) 略			(イ) 略		

## 議案第53号

下妻市水道事業給水条例及び下妻市下水道条例の一部改正について

下妻市水道事業給水条例及び下妻市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 提案理由

市長が指定する者による施行を義務付ける水道給水装置工事及び下水道排水設備工事について、指定事業者の不足により災害復旧が長期化した令和6年能登半島地震の事例を踏まえ、災害その他非常の場合には、他の市町村長の指定を受けた事業者も当該工事を行えるようにするため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市水道事業給水条例及び下妻市下水道条例の一部を改正する条例

(下妻市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 下妻市水道事業給水条例(平成10年下妻市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(下妻市下水道条例の一部改正)

第2条 下妻市下水道条例(平成10年下妻市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(規則で定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【第1条関係】

## 下妻市水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定若しくは法第25条の3の2の指定の更新をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定若しくは法第25条の3の2の指定の更新をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p>

## 【第2条関係】

## 下妻市下水道条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(下水道排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(<u>規則で定める軽微な工事を除く。</u>)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(下水道排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>次に掲げる工事を除き</u> _____、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <p>(1) <u>規則で定める軽微な工事</u></p> <p>(2) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u></p> <p>2・3 略</p>

## 議案第54号

公の施設（下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」）の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」

2 指定管理者となる団体の名称

下妻市本城町二丁目22番地

社会福祉法人下妻市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 提案理由

下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者に引き続き社会福祉法人下妻市社会福祉協議会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 55 号

公の施設（下妻市福祉センター「シルピア」）の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下妻市福祉センター「シルピア」

2 指定管理者となる団体の名称

下妻市本城町二丁目 22 番地

社会福祉法人下妻市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下妻市福祉センター「シルピア」の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者に引き続き社会福祉法人下妻市社会福祉協議会を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第56号

公の施設（道の駅しもつま）の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
道の駅しもつま
- 2 指定管理者となる団体の名称  
下妻市数須140番地  
株式会社ふれあい下妻
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 提案理由

道の駅しもつまの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者に引き続き株式会社ふれあい下妻を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第57号

字の区域の変更について

下記のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

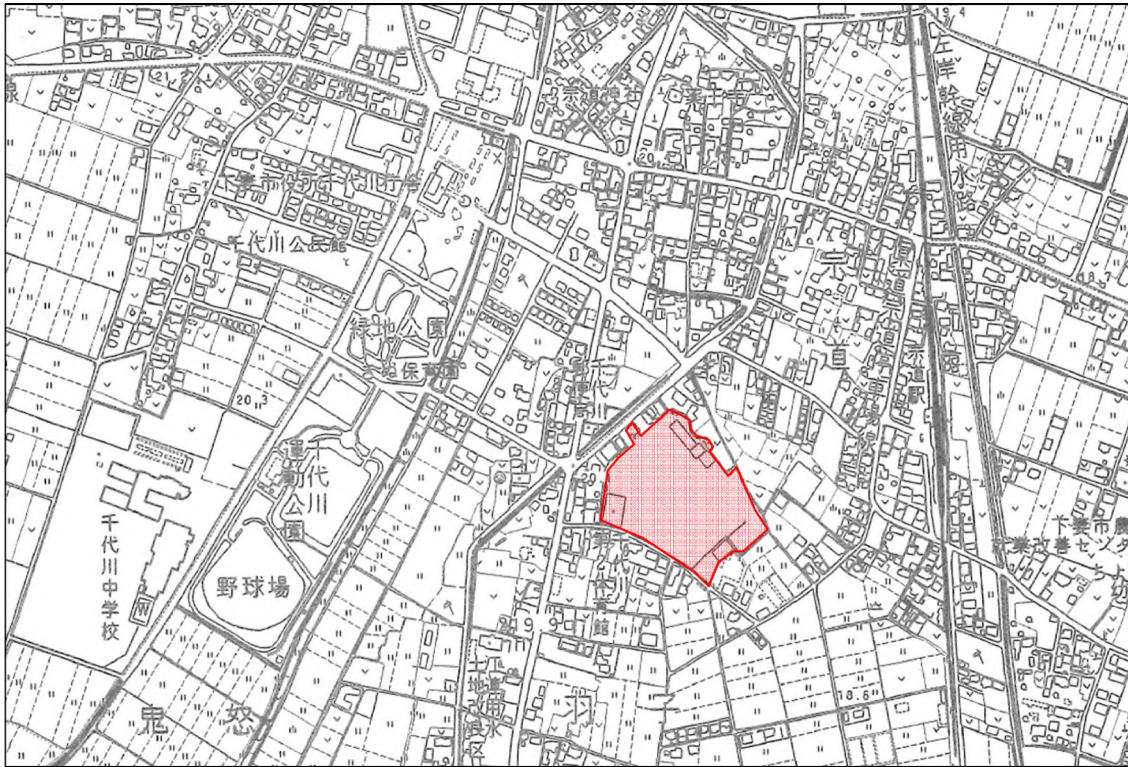
記

変更前			変更後		
大字	字	地番	大字	字	地番
原	新堀南	508番1	宗道	前原	508番1

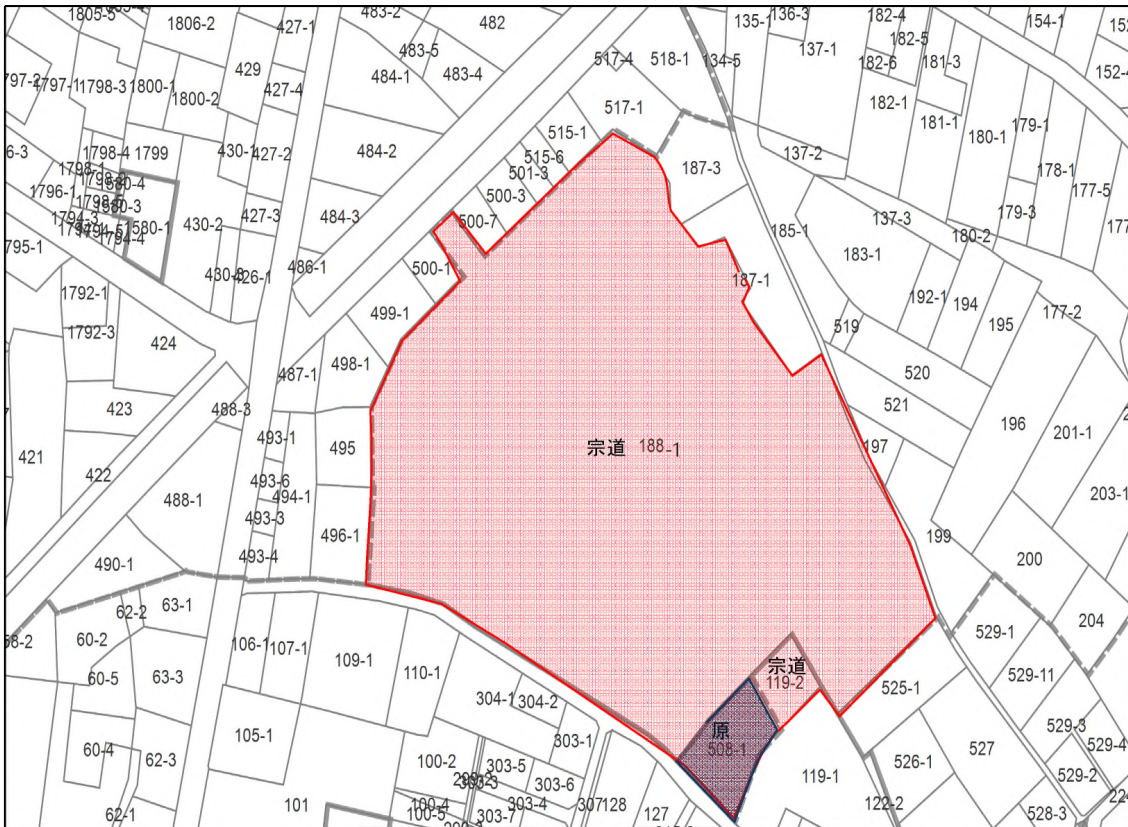
提案理由

旧千代川中学校跡地における宅地造成事業に伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

# 位置図



# 地番図



議案第 58 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

記

市道路線の認定調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	2120 号線	大木 2206 番地先	3.20~3.20	155.28
		大木 2210 番地先		
②	2121 号線	大木 1311 番地先	3.25~6.00	1509.49
		大木 139 番 2 地先		
③	2127 号線	大木 2682 番地先	3.40~3.40	117.70
		大木 2678 番地先		
④	2130 号線	福田 2657 番地先	2.50~3.10	626.50
		神明 458 番 1 地先		
⑤	2131 号線	大木 2671 番 1 地先	2.90~2.90	87.30
		大木 2666 番地先		
⑥	2132 号線	福田 2645 番地先	3.00~3.00	112.00
		福田 2650 番地先		
⑦	2134 号線	福田 2634 番地先	3.60~3.60	51.40
		福田 2650 番地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
⑧	2139 号線	大木 2395 番 1 地先	4.50~4.50	38.59
		大木 2650 番地先		
⑨	2145 号線	神明 410 番地先	2.50~3.00	330.40
		神明 396 番地先		
⑩	2146 号線	大木 1584 番 2 地先	2.90~2.90	113.50
		大木 2447 番地先		
⑪	2319 号線	大木 2593 番地先	3.00~3.00	177.40
		大木 2587 番地先		
⑫	2322 号線	福田 1215 番地先	3.40~3.40	119.30
		福田 1220 番 1 地先		
⑬	2327 号線	大木 2556 番地先	3.00~3.00	162.40
		大木 2554 番地先		
⑭	2361 号線	北大宝 1205 番 3 地先	1.50~4.30	805.50
		北大宝 1042 番 1 地先		
⑮	2365 号線	北大宝 720 番 2 地先	1.80~4.50	475.00
		北大宝 663 番地先		
⑯	2377 号線	大宝 568 番 1 地先	1.50~3.50	153.70
		北大宝 669 番 1 地先		
⑰	2384 号線	福田 2580 番地先	3.50~3.50	190.50
		福田 2576 番地先		
⑱	2696 号線	福田 919 番地先	2.80~3.20	395.89
		福田 942 番 2 地先		
⑲	2718 号線	大木 2677 番地先	2.80~3.20	361.60
		大木 2691 番地先		
⑳	2719 号線	大木 2671 番 2 地先	2.80~3.10	492.40
		大木 2650 番地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
㉑	2720 号線	大木 2664 番地先	3.00~3.00	95.00
		大木 2660 番地先		
㉒	2721 号線	大木 2655 番 1 地先	3.40~3.40	123.30
		大木 2650 番地先		
㉓	2722 号線	福田 2657 番地先	5.30~5.30	671.40
		福田 2603 番 1 地先		
㉔	2723 号線	神明 445 番 3 地先	3.00~3.00	188.00
		神明 440 番地先		
㉕	2724 号線	神明 445 番 3 地先	3.00~3.00	69.20
		神明 444 番地先		
㉖	2725 号線	神明 461 番 1 地先	3.00~3.00	170.60
		神明 455 番 1 地先		
㉗	2726 号線	大木 2637 番地先	3.50~3.50	226.20
		大木 2631 番地先		
㉘	2727 号線	神明 421 番地先	2.40~2.50	253.30
		神明 433 番地先		
㉙	2728 号線	大木 2611 番地先	2.80~4.40	276.80
		大木 2618 番地先		
㉚	2729 号線	大木 2611 番地先	2.80~2.80	194.50
		大木 2608 番地先		
㉛	2730 号線	大木 2605 番地先	2.90~2.90	202.90
		大木 2602 番 1 地先		
㉜	2731 号線	神明 401 番地先	5.50~5.50	243.90
		神明 412 番地先		
㉝	2732 号線	神明 388 番地先	3.20~3.20	107.70
		神明 386 番地先		

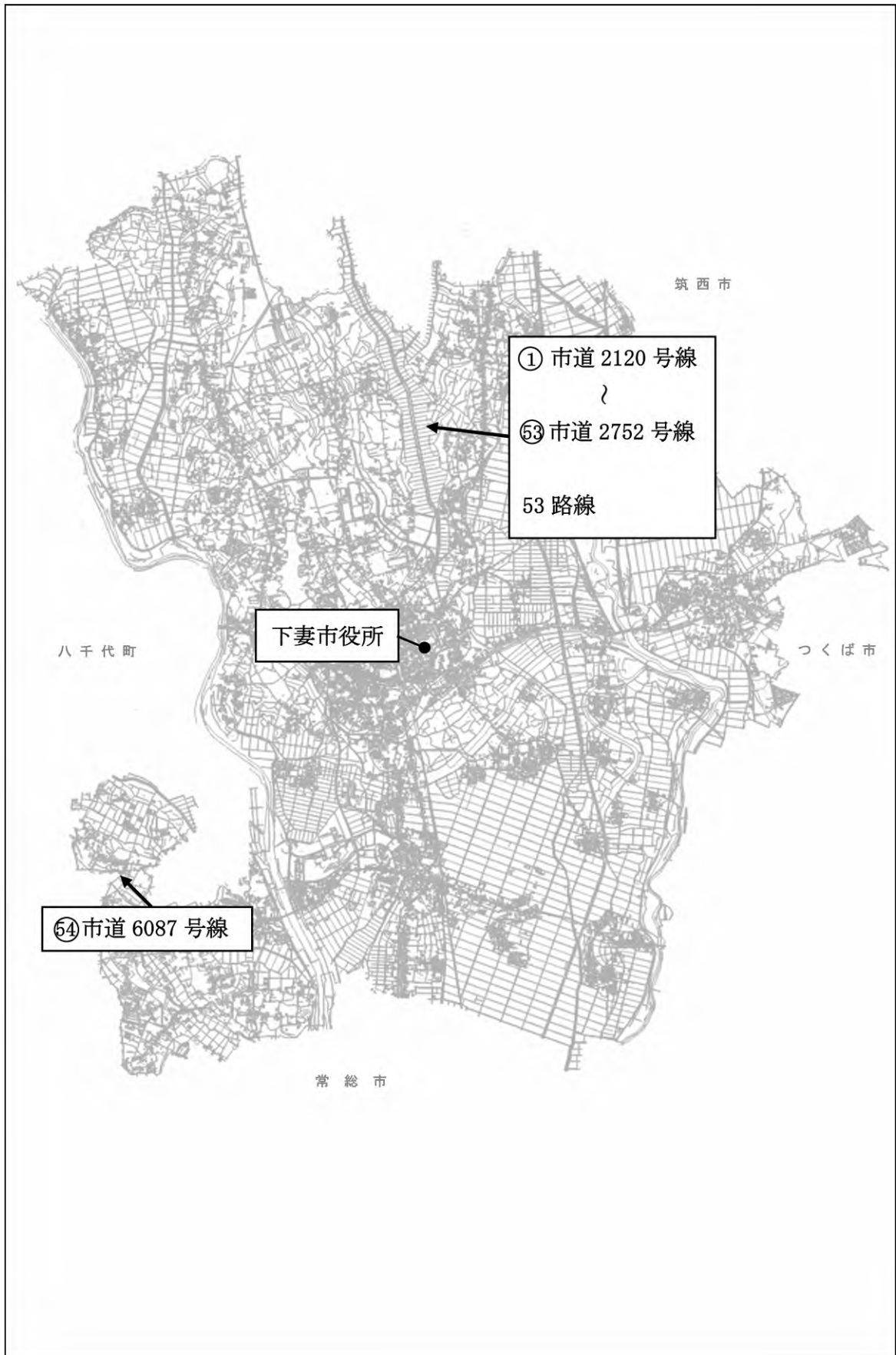
位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
③④	2733 号線	大木 2605 番地先	2.80~3.00	393.50
		大木 2571 番地先		
③⑤	2734 号線	神明 388 番地先	5.00~5.50	1405.60
		大宝 1334 番地先		
③⑥	2735 号線	大木 2547 番地先	2.50~2.70	461.50
		大木 2567 番地先		
③⑦	2736 号線	大木 2547 番地先	2.70~2.70	186.40
		大木 2543 番地先		
③⑧	2737 号線	福田 2597 番地先	2.30~2.30	194.30
		福田 2589 番地先		
③⑨	2738 号線	大宝 1380 番地先	3.20~3.20	163.00
		大宝 1377 番地先		
④⑩	2739 号線	大宝 1367 番地先	3.30~3.30	163.80
		大宝 1360 番地先		
④⑪	2740 号線	福田 2597 番地先	2.50~3.40	529.50
		福田 2567 番地先		
④⑫	2741 号線	福田 2567 番地先	3.00~3.00	208.00
		福田 2561 番地先		
④⑬	2742 号線	福田 2557 番地先	2.30~2.30	206.00
		福田 2551 番地先		
④⑭	2743 号線	大宝 1336 番地先	4.00~4.00	298.50
		大宝 1329 番 1 地先		
④⑮	2744 号線	大宝 1325 番地先	2.40~2.40	281.20
		大宝 1318 番地先		
④⑯	2745 号線	北大宝 1529 番地先	4.40~4.40	131.90
		北大宝 1529 番地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
④⑦	2746 号線	大宝 1444 番地先	5.50~5.50	160.70
		大宝 1439 番地先		
④⑧	2747 号線	北大宝 686 番 1 地先	2.80~5.60	166.30
		北大宝 1529 番地先		
④⑨	2748 号線	大宝 1441 番 2 地先	1.80~3.00	71.40
		大宝 1447 番地先		
⑤⑩	2749 号線	福田 2557 番地先	2.40~2.50	210.10
		福田 2547 番地先		
⑤⑪	2750 号線	大宝 1336 番地先	3.40~4.50	550.20
		大宝 1307 番地先		
⑤⑫	2751 号線	大宝 1316 番 2 地先	2.80~2.80	167.90
		大宝 1309 番地先		
⑤⑬	2752 号線	福田 2540 番地先	3.00~3.00	506.50
		福田 2527 番地先		
⑤⑭	6087 号線	村岡乙 127 番 1 地先	1.80~2.00	199.87
		村岡乙 127 番 26 地先		

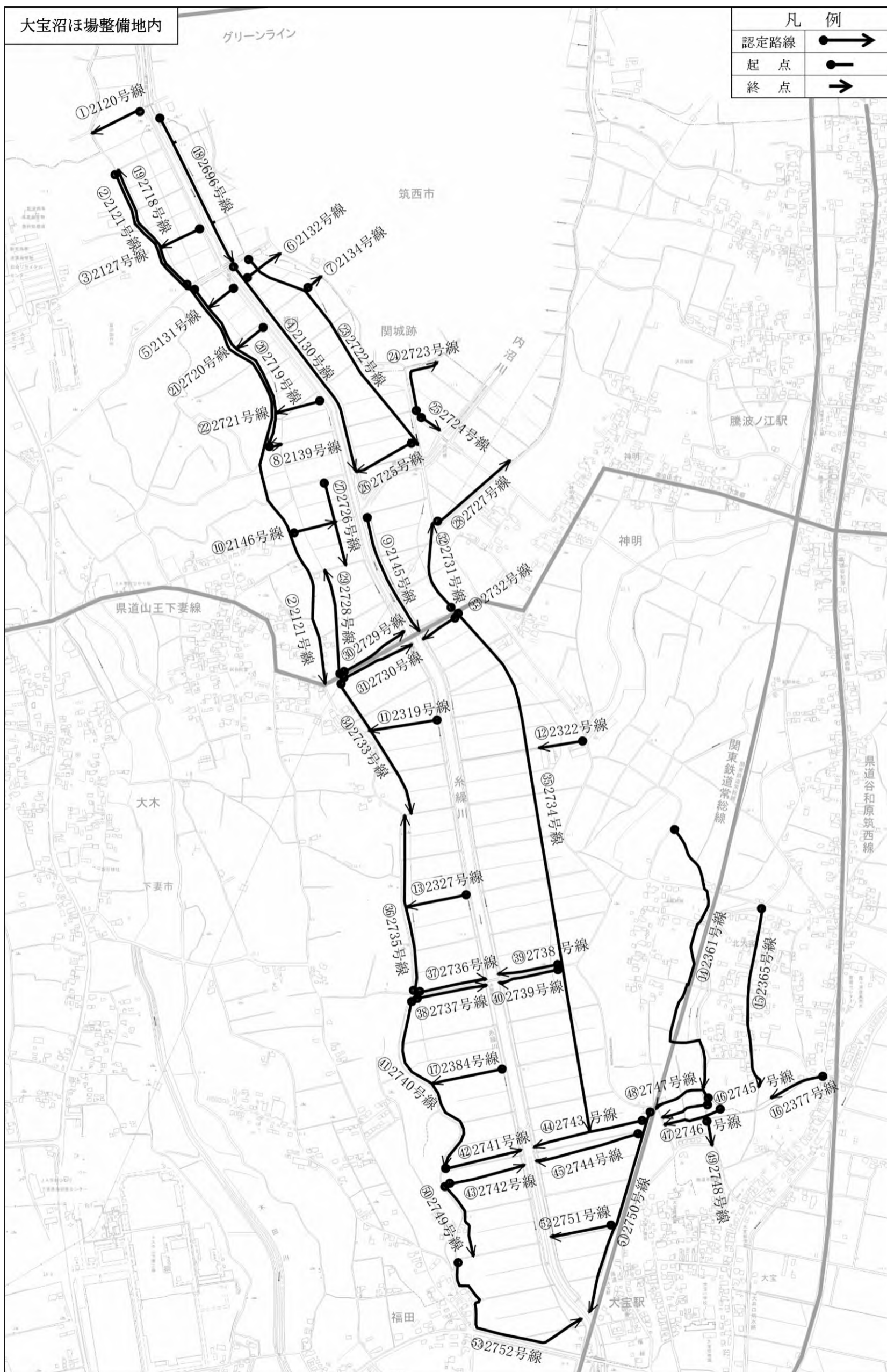
#### 提案理由

大宝沼ほ場整備事業の完了により移管を受けた 49 路線及び整理した 4 路線並びに民有地部分の市道認定の解除に伴い村岡地内の 1 路線を市道路線に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

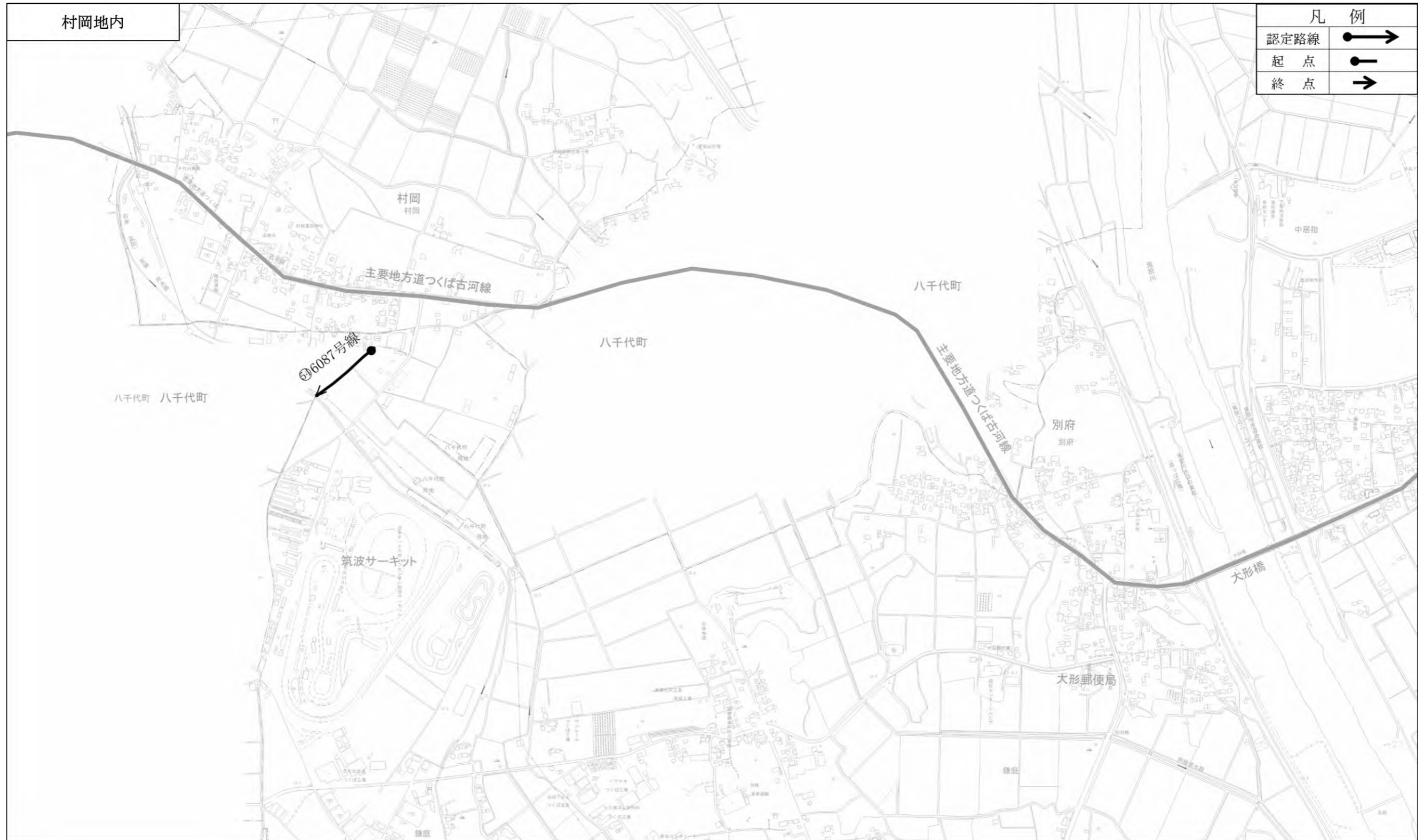
# 認定路線全体図



# 認定路線位置図



## 認定路線位置図



議案第59号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記調書のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	2120号線	福田 824 番地先	3.20~3.20	144.01
		福田 815 番地先		
②	2121号線	大木 1301 番地先	2.40~6.00	1677.58
		大木 138 番地先		
③	2125号線	大木 785 番地先	1.90~2.40	144.32
		福田 775 番地先		
④	2127号線	大木 766 番地先	1.85~1.85	126.82
		福田 758 番地先		
⑤	2130号線	福田 1081 番地先	1.80~4.50	1150.98
		福田 1037 番地先		
⑥	2131号線	福田 750 番地先	1.88~2.20	97.38
		福田 744 番地先		
⑦	2132号線	福田 955 番地先	2.15~2.15	85.91
		福田 948 番地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
⑧	2133 号線	福田 737 番地先	1.80~1.80	109.52
		福田 731 番地先		
⑨	2134 号線	福田 974 番地先	2.00~2.00	147.99
		福田 965 番 1 地先		
⑩	2135 号線	福田 725 番 1 地先	1.95~2.50	90.48
		福田 717 番地先		
⑪	2136 号線	福田 995 番 1-2 地先	2.00~2.00	158.50
		福田 984 番地先		
⑫	2137 号線	福田 711 番 1 地先	1.82~2.50	136.32
		福田 687 番地先		
⑬	2139 号線	福田 695 番地先	1.80~4.50	181.10
		福田 683 番地先		
⑭	2140 号線	福田 1026 番地先	1.80~1.80	176.48
		福田 1002 番 2 地先		
⑮	2141 号線	福田 1087 番 1 地先	1.80~1.80	149.05
		福田 1053 番地先		
⑯	2144 号線	福田 1099 番地先	1.80~1.80	169.26
		福田 992 番地先		
⑰	2145 号線	大宝 1108 番 4 地先	2.20~3.00	529.02
		大宝 964 番 1 地先		
⑱	2146 号線	大宝 657 番 1 地先	1.80~2.00	172.08
		福田 646 番地先		
⑲	2149 号線	福田 328 番 1 地先	1.90~1.90	169.81
		福田 971 番 1 地先		
⑳	2150 号線	福田 615 番 1 地先	1.90~2.25	195.72
		福田 601 番 1 地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
㉑	2187 号線	神明 353 番地先	1.70~1.70	110.93
		神明 1074 番地先		
㉒	2314 号線	大宝 303 番 1 地先	2.00~2.30	21.11
		大宝 752 番 2 地先		
㉓	2316 号線	大宝 1023 番 1 地先	1.95~2.80	234.45
		大宝 114 番地先		
㉔	2317 号線	福田 345 番 1 地先	1.80~2.50	203.45
		福田 953 番地先		
㉕	2318 号線	福田 346 番 2 地先	1.80~2.50	220.90
		福田 952 番地先		
㉖	2319 号線	大宝 154 番地先	2.00~2.00	200.53
		大宝 78 番地先		
㉗	2321 号線	大宝 89 番地先	1.80~1.95	187.47
		大宝 84 番地先		
㉘	2322 号線	大宝 349 番地先	2.50~2.70	330.95
		大宝 938 番 1 地先		
㉙	2325 号線	大宝 61 番地先	2.00~2.20	159.08
		大宝 56 番 2 地先		
㉚	2326 号線	大宝 372 番地先	1.85~2.00	234.53
		大宝 909 番 1 地先		
㉛	2327 号線	大宝 48 番地先	1.95~2.10	173.99
		大宝 51 番 5 地先		
㉜	2329 号線	大宝 55 番地先	2.25~2.30	175.56
		大宝 29 番 1 地先		
㉝	2330 号線	大宝 389 番地先	2.00~2.80	300.75
		大宝 869 番 1 地先		

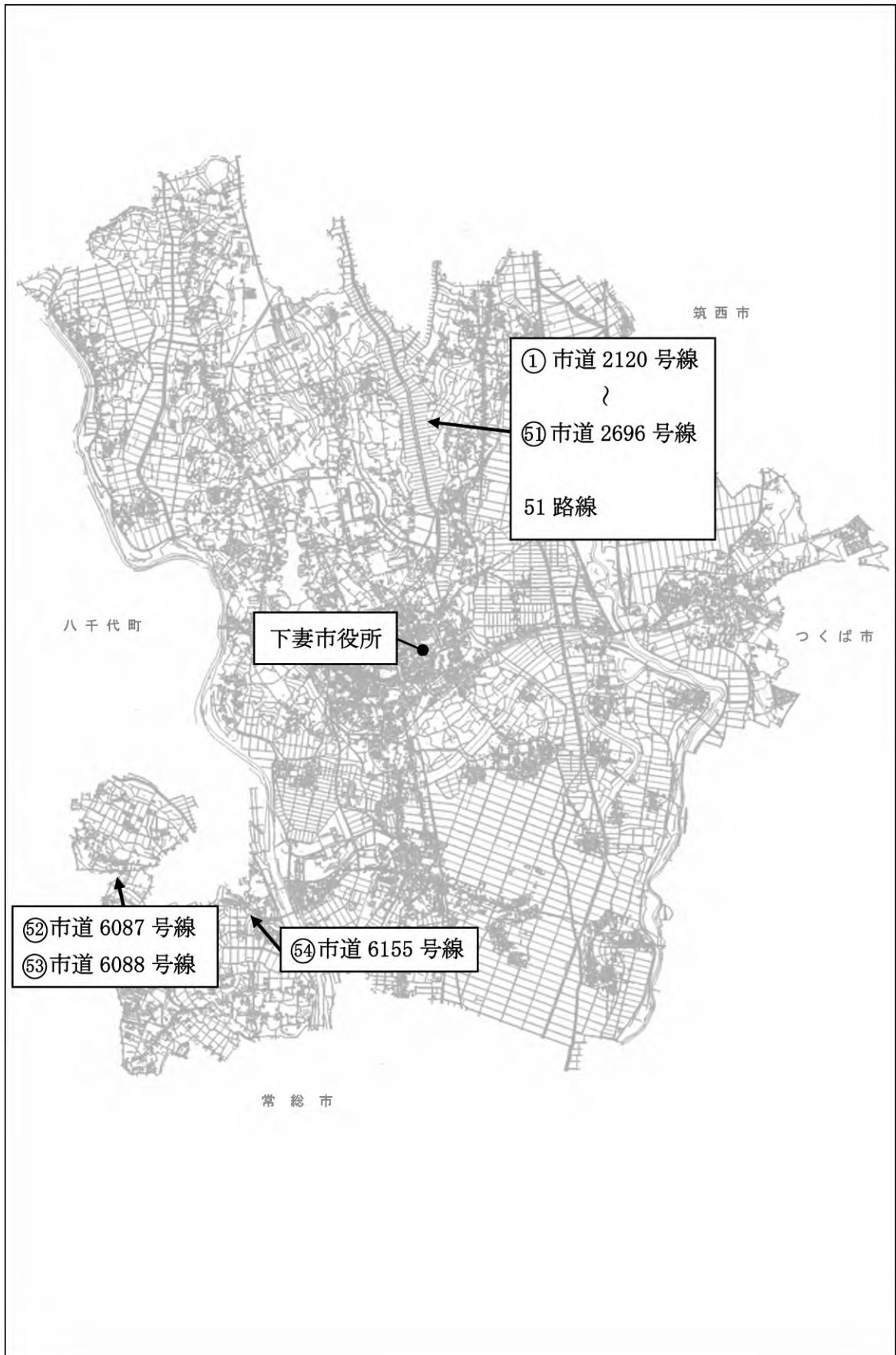
位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
③④	2361 号線	北大宝 1124 番地先	1.50~4.30	954.49
		北大宝 731 番地先		
③⑤	2365 号線	北大宝 720 番 2 地先	1.50~5.60	808.98
		北大宝 1044 番地先		
③⑥	2377 号線	北大宝 651 番地先	1.50~3.50	198.45
		北大宝 671 番地先		
③⑦	2382 号線	大宝 1091 番 1 地先	1.90~3.40	254.23
		福田 578 番地先		
③⑧	2383 号線	平沼 401 番地先	1.95~2.20	239.77
		大宝 834 番 1 地先		
③⑨	2384 号線	大宝 1101 番 1 地先	2.00~2.00	204.91
		福田 557 番地先		
④⑩	2386 号線	大宝 1109 番 1 地先	2.00~2.40	149.66
		福田 543 番地先		
④⑪	2387 号線	北大宝 403 番 7 地先	2.00~2.15	231.30
		大宝 802 番 1 地先		
④⑫	2391 号線	平沼 327 番地先	1.80~2.00	452.87
		平沼 293 番地先		
④⑬	2392 号線	大宝 1115 番 1 地先	1.80~2.00	214.59
		福田 527 番地先		
④⑭	2393 号線	平沼 326 番地先	2.00~3.30	290.29
		大宝 788 番地先		
④⑮	2394 号線	大宝 1121 番 1 地先	1.80~1.80	180.79
		福田 507 番 1 地先		
④⑯	2395 号線	平沼 302 番地先	2.00~2.00	231.95
		大宝 778 番 1 地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
④⑦	2397 号線	平沼 1174 番地先	2.00~2.00	172.09
		大宝 772 番 1 地先		
④⑧	2398 号線	大宝 1133 番地先	2.00~3.00	221.09
		福田 466 番地先		
④⑨	2399 号線	平沼 1284 番地先	2.00~2.00	82.66
		大宝 766 番 1 地先		
⑤⑩	2402 号線	大宝 435 番地先	1.70~4.00	179.43
		大宝 430 番 1 地先		
⑤⑪	2696 号線	大木 922 番 2 地先	3.00~3.00	405.19
		大木 942 番 1 地先		
⑤⑫	6087 号線	村岡 126 番 1 地先	1.80~2.00	292.33
		村岡 127 番 27 地先		
⑤⑬	6088 号線	村岡 127 番 1 地先	1.80~1.80	55.75
		村岡 127 番 6 地先		
⑤⑭	6155 号線	別府 377 番 1 地先	2.50~2.50	17.68
		別府 1143 番地先		

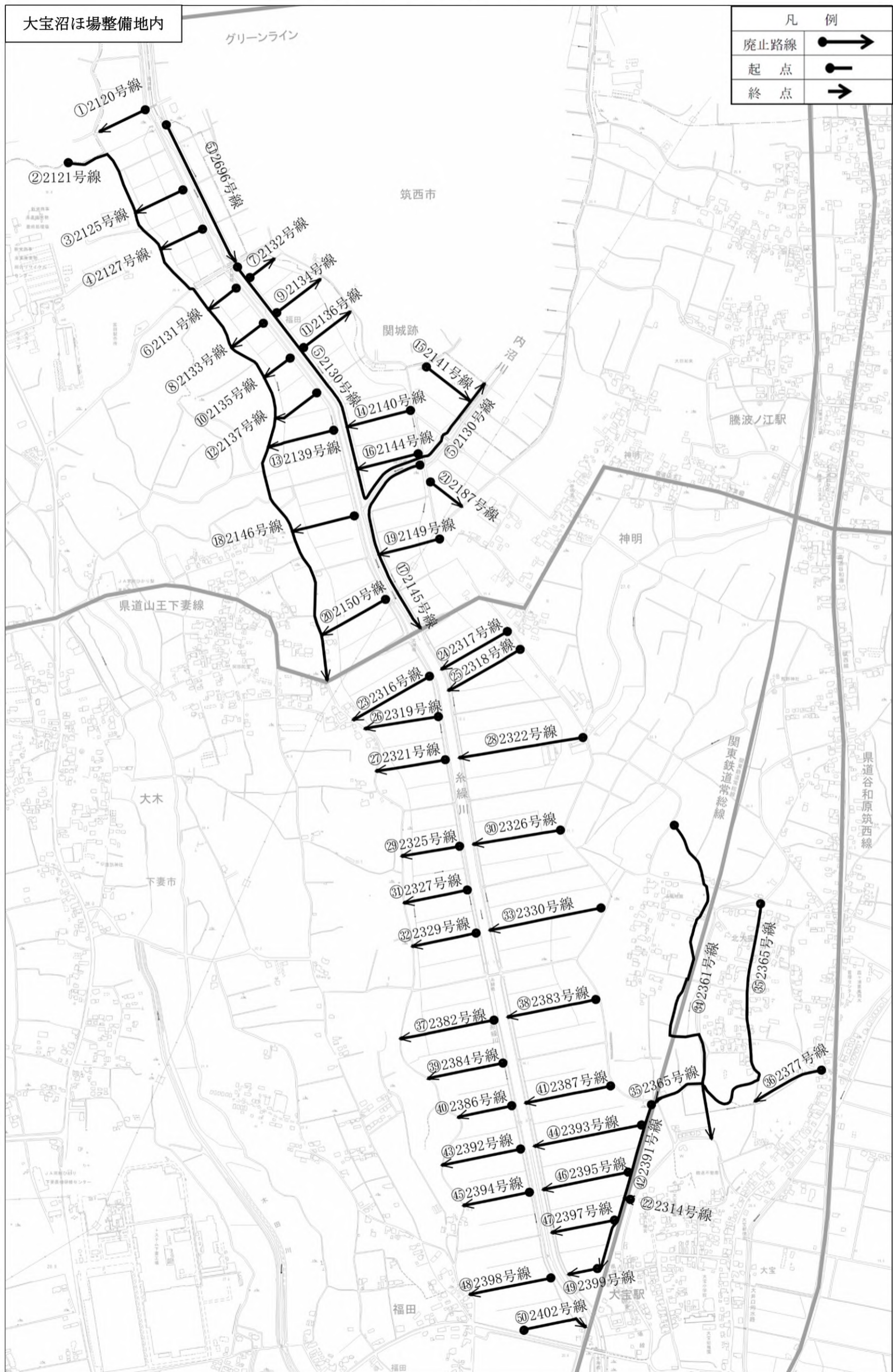
#### 提案理由

大宝沼ほ場整備事業に伴い 5 1 路線並びに民有地部分の市道認定の解除に伴い村岡地内の 2 路線及び別府地内の 1 路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

# 廃止路線全体図



# 廃止路線位置図





令和 7 年度

# 下妻市補正予算書

一 般 会 計  
特 別 会 計  
国 民 健 康 保 険  
後 期 高 齡 者 医 療

# 目 次

予 算 総 括 表	
一 般 会 計 補 正 予 算	56
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書	
一 般 会 計 事 項 別 明 細 書	
総 括	61
歳 入	63
歳 出	66
補 正 予 算 給 与 費 明 細 書	72
補 正 予 算 債 務 負 担 行 為 調 書	73
補 正 予 算 地 方 債 調 書	74
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算	75
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算	81

議案第60号

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,832,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月3日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
13. 使用料及び手数料		111,583	△798	110,785
	2. 手数料	21,707	△798	20,909
14. 国庫支出金		3,375,009	143,510	3,518,519
	1. 国庫負担金	2,499,731	141,356	2,641,087
	2. 国庫補助金	861,790	2,154	863,944
15. 県支出金		1,572,330	64,393	1,636,723
	1. 県負担金	893,973	63,178	957,151
	2. 県補助金	522,290	△930	521,360
	3. 委託金	156,067	2,145	158,212
17. 寄附金		1,507,001	500,065	2,007,066
	1. 寄附金	1,507,001	500,065	2,007,066
19. 繰越金		477,388	192,807	670,195
	1. 繰越金	477,388	192,807	670,195
20. 諸収入		420,925	△1,289	419,636
	5. 雑入	398,452	△1,289	397,163
21. 市債		734,800	△11,800	723,000
	1. 市債	734,800	△11,800	723,000
歳入合計		20,945,302	886,888	21,832,190

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,296,962	582,431	4,879,393
	1. 総務管理費	3,218,598	579,918	3,798,516
	2. 徴税費	697,771	1,500	699,271
	3. 戸籍住民基本台帳費	224,455	1,013	225,468
3. 民生費		7,315,963	276,583	7,592,546
	1. 社会福祉費	3,764,326	256,583	4,020,909
	3. 生活保護費	784,476	20,000	804,476
6. 農業費		967,553	2,228	969,781
	1. 農業費	967,553	2,228	969,781
8. 土木費		1,611,767	6,364	1,618,131
	2. 道路橋梁費	547,718	5,000	552,718
	4. 都市計画費	893,473	1,364	894,837
	9. 消防費	878,206	3,294	881,500
9. 消防費		878,206	3,294	881,500
	1. 消防費	878,206	3,294	881,500
10. 教育費		2,206,885	15,988	2,222,873
	1. 教育総務費	367,684	1,500	369,184
	2. 小学校費	434,002	4,500	438,502
	5. 社会教育費	531,883	△3,512	528,371
	6. 保健体育費	571,729	13,500	585,229
	歳出合計		20,945,302	886,888

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10.教育費	5.社会教育費	千代川公民館排煙窓改修事業	9,600

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設LED照明器具賃貸借	令和8年度から令和18年度まで	200,000
働く婦人の家敷地等管理委託	令和8年度から令和10年度まで	5,064
小貝川ふれあい公園管理委託	令和8年度から令和10年度まで	64,020
やすらぎの里公園管理委託	令和8年度から令和10年度まで	16,200
砂沼広域公園管理委託	令和8年度から令和10年度まで	55,320
街区公園管理委託(多賀谷城跡・上町・三道地・陣屋・本宿・千代川緑地)	令和8年度から令和10年度まで	25,890
体育施設敷地維持管理委託(千代川体育館・砂沼球場・千代川運動公園)	令和8年度から令和10年度まで	30,474

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	備 考
大宝公民館体育室照明設備 L E D 化 事 業	11,800	事業を工事請負から賃貸借(リース)とするため

下 妻 市 一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	28.4
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.2
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	12.8
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	111,583	△798	110,785	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,375,009	143,510	3,518,519	16.1
15. 県 支 出 金	1,572,330	64,393	1,636,723	7.5
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	1,507,001	500,065	2,007,066	9.2
18. 繰 入 金	1,983,877		1,983,877	9.1
19. 繰 越 金	477,388	192,807	670,195	3.1
20. 諸 収 入	420,925	△1,289	419,636	1.9
21. 市 債	734,800	△11,800	723,000	3.3
歳 入 合 計	20,945,302	886,888	21,832,190	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	193,444		193,444	0.9
2. 総務費	4,296,962	582,431	4,879,393	22.4
3. 民生費	7,315,963	276,583	7,592,546	34.8
4. 衛生費	1,246,074		1,246,074	5.7
5. 労働費	42,730		42,730	0.2
6. 農業費	967,553	2,228	969,781	4.4
7. 商工費	362,112		362,112	1.7
8. 土木費	1,611,767	6,364	1,618,131	7.4
9. 消防費	878,206	3,294	881,500	4.0
10. 教育費	2,206,885	15,988	2,222,873	10.2
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.2
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,945,302	886,888	21,832,190	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源		その他	
国県支出金	地方債		
495		249,202	332,734
206,688			69,895
720		△1,289	2,797
			6,364
			3,294
	△11,800		27,788
207,903	△11,800	247,913	442,872

2. 歳入

(款) 13. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務手数料	20,129	△798	19,331
計	21,707	△798	20,909

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	2,498,331	141,356	2,639,687
計	2,499,731	141,356	2,641,087

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	182,879	2,154	185,033
計	861,790	2,154	863,944

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	893,273	63,178	956,451
計	893,973	63,178	957,151

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	31,075	495	31,570
------------	--------	-----	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務手数料	△798	戸籍関係手数料 34 減 住民基本台帳関係手数料 384 減 印鑑証明手数料 380 減

1. 社会福祉費負担金	126,356	障害者自立支援医療費負担金 4,825 増 障害者自立支援給付費負担金 89,338 増 障害児入所給付費等負担金 32,193 増
3. 生活保護費負担金	15,000	医療扶助費等負担金増

1. 社会福祉費補助金	2,154	障害者総合支援事業費補助金 220 増 地域診療情報連携推進費補助金 1,934
-------------	-------	---

1. 社会福祉費負担金	63,178	障害者自立支援医療費負担金 2,412 増 障害者自立支援給付費負担金 44,669 増 障害児通所給付費等負担金 16,097 増
-------------	--------	--

1. 総務管理費補助金	495	地方就職学生支援事業費補助金
-------------	-----	----------------

手数料・国庫負担金・国庫補助金・県負担金・県補助金

## (款) 15. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
4. 農業費県補助金	237,683	△1,425	236,258
計	522,290	△930	521,360

## (款) 15. 県支出金

## (項) 3. 委託金

3. 農業費委託金	5,875	2,145	8,020
計	156,067	2,145	158,212

## (款) 17. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	1,507,000	500,000	2,007,000
3. 教育費寄附金	0	65	65
計	1,507,001	500,065	2,007,066

## (款) 19. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	477,388	192,807	670,195
--------	---------	---------	---------

## (款) 20. 諸収入

## (項) 5. 雑入

2. 雑入	398,411	△1,289	397,122
計	398,452	△1,289	397,163

## (款) 21. 市債

## (項) 1. 市債

6. 教育債	163,500	△11,800	151,700
--------	---------	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 農業費補助金	△1,425	霞ヶ浦用水地区基幹水利施設管理事業費補助金 791 増 水利施設管理強化事業費補助金 2,377 減 遊休農地解消対策事業費補助金 161

1. 農業費委託金	2,145	農地利用最適化交付金増
-----------	-------	-------------

1. 総務管理費寄附金	500,000	ふるさと下妻寄附金増
1. 保健体育費寄附金	65	スポーツ振興寄附金

1. 前年度繰越金	192,807	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

5. 農業費雑入	△1,289	水利施設管理強化事業費市町及び改良区負担金減
----------	--------	------------------------

2. 社会教育債	△11,800	大宝公民館体育室照明設備LED化事業債減
----------	---------	----------------------

県補助金・委託金・寄附金・繰越金・雑入・市債

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
計	734,800	△11,800	723,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

3. 歳出  
(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	759,171	440	759,611			
4. 企画費	1,272,326	327,218	1,599,544	495		
5. 基金費	542,509	250,000	792,509			250,000
11. 諸費	16,418	2,260	18,678			
計	3,218,598	579,918	3,798,516	495		250,000

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
440	12. 委託料	440	<b>03 人事管理経費</b> 12 委託料 給与システム改修業務委託料	<b>440</b> 440
326,723	7. 報償費	147,418	<b>01 企画調整費</b> 18 負担金補助及び交付金	<b>660</b> 660
	11. 役員費	88,155	地方就職学生支援補助金増	
	12. 委託料	58,126	<b>02 ふるさと納税推進経費</b> 7 報償費 寄附謝礼増	<b>323,140</b> 145,000
	13. 使用料及び賃借料	31,859	11 役員費 郵送料 PR広告宣伝費	88,155 52,020 増 21,890 増
	18. 負担金補助及び交付金	1,660	手数料 12 委託料 ふるさと納税収納業務委託料増	14,245 増 58,126
			13 使用料及び賃借料 ふるさと納税受付システム使用料増	31,859
			<b>03 地域おこし協力隊事業費</b> 7 報償費 隊員謝礼増	<b>3,418</b> 2,418
			18 負担金補助及び交付金 起業・事業承継費補助金	1,000
	24. 積立金	250,000	<b>01 基金積立金</b> 24 積立金 ふるさと下妻基金積立増	<b>250,000</b> 250,000
2,260	22. 償還金、利子及び割引料	2,260	<b>02 過年度返還金</b> 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増	<b>2,260</b> 2,260
329,423				

総務管理費

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 賦課費	434,512	1,500	436,012			
計	697,771	1,500	699,271			

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	174,992	1,013	176,005			
2. 戸籍住民基本台帳電算費	49,463	0	49,463			△798
計	224,455	1,013	225,468			△798

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

4. 障害福祉費	1,242,645	255,868	1,498,513	191,331		
5. 医療福祉費	374,364	715	375,079	357		

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
1,500	22. 償還金、利子及び割引料	1,500	01 賦課事務経費 22 償還金、利子及び割引料 過年度市税過誤納還付及び加算金増	1,500 1,500
1,500				

1,013	11. 役務費	121	04 証明書コンビニ交付事業費	1,013
	12. 委託料	892	11 役務費 証明書発行手数料増	121
			12 委託料 コンビニ交付委託料 証明書発行用マルチコピー機保守委託料 コンビニ交付システム改修委託料	892 468 増 28 増 396 増
798				
1,811				

64,537	12. 委託料	3,154	02 障害者自立支援給付事業費	255,868
	19. 扶助費	252,714	12 委託料 医療費助成オンライン資格確認システム 改修委託料	3,154
			19 扶助費 障害者介護給付費 障害者施設介護給付費 障害者訓練等給付費 障害者自立支援医療費 障害児通所等給付費	252,714 45,528 増 8,211 増 124,938 増 9,651 増 64,386 増
358	12. 委託料	715	01 医療福祉事務経費	715

徴税費・戸籍住民基本台帳費・社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	3,764,326	256,583	4,020,909	191,688		

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

2. 扶助費	663,147	20,000	683,147	15,000		
計	784,476	20,000	804,476	15,000		

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	92,175	2,304	94,479	2,306		
3. 農業振興費	257,089	2,860	259,949			
5. 農地費	417,867	△2,936	414,931	△1,586		△1,289

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源			12 委託料 医療費助成オンライン資格確認システム 改修委託料	715
	64,895			

5,000	19. 扶助費	20,000	01 生活保護扶助費 19 扶助費 医療扶助費増	20,000 20,000
5,000				

△2	1. 報酬	2,143	02 農業委員等報酬経費 1 報酬	2,143 2,143
	18. 負担金補助及び交付金	161	農業委員会 会長 農業委員会 会長職務代理者 農業委員会 委員 農地利用最適化推進委員	71 増 71 増 1,213 増 788 増
			03 農業委員会事務経費 18 負担金補助及び交付金 遊休農地解消対策事業費補助金	161 161
2,860	14. 工事請負費	2,860	06 ビアスパークしもつま管理経費 14 工事請負費 ボイラー操作盤交換工事	1,595 1,595
			07 道の駅しもつま管理経費 14 工事請負費 通路スロープ設置工事	1,265 1,265
△61	18. 負担金補助及び交付金	△2,936	09 基幹水利施設管理事業費 18 負担金補助及び交付金	791 791

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	967,553	2,228	969,781	720		△1,289

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

3. 道路新設改良費	339,398	5,000	344,398			
計	547,718	5,000	552,718			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

5. Waiwaiドームしもつま管理費	39,821	1,364	41,185			
計	893,473	1,364	894,837			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	697,232	2,310	699,542			
----------	---------	-------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			基幹水利施設省エネルギー化推進型補助金 <b>10 水利施設管理強化事業費</b> <span style="float:right">△3,727</span> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">△3,727</span> 水利施設管理強化事業補助金減
2,797			

5,000	18. 負担金補助及び交付金	5,000	<b>02 道路新設改良経費</b> <span style="float:right">5,000</span> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">5,000</span> 常総線宗道踏切道保安設備設置工事負担金
5,000			

1,364	14. 工事請負費	1,364	<b>01 Waiwaiドームしもつま管理運営経費</b> <span style="float:right">1,364</span> 14 工事請負費 <span style="float:right">1,364</span> ネットワークディスクレコーダー更新工事
1,364			

2,310	12. 委託料	2,310	<b>01 広域行政経費</b> <span style="float:right">2,310</span> 12 委託料 <span style="float:right">2,310</span> 不動産鑑定等業務委託料
-------	---------	-------	---

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 防災費	34,583	984	35,567			
計	878,206	3,294	881,500			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

3. 教育指導費	143,791	1,500	145,291			
計	367,684	1,500	369,184			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	419,075	4,500	423,575			
計	434,002	4,500	438,502			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

2. 公民館費	137,664	△3,512	134,152		△11,800	
---------	---------	--------	---------	--	---------	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
984	18. 負担金補助及び交付金	984	<b>01 防災対策経費</b> 18 負担金補助及び交付金 県被災者生活再建支援システム共同整備負担金	<b>984</b> 984
3,294				

1,500	18. 負担金補助及び交付金	1,500	<b>01 教育指導事務経費</b> 18 負担金補助及び交付金 市町村教育委員会派遣職員負担金増	<b>1,500</b> 1,500
1,500				

4,500	14. 工事請負費	4,500	<b>02 学校施設管理経費</b> 14 工事請負費 環境改善工事増	<b>4,500</b> 4,500
4,500				

8,288	12. 委託料	600	<b>02 千代川公民館管理運営経費</b> 12 委託料 排煙窓改修工事監理業務委託料	<b>9,600</b> 600
	14. 工事請負費	△4,112		
			<b>03 大宝公民館管理運営経費</b> 14 工事請負費 体育室照明設備LED化工事減	<b>△13,112</b> △13,112

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	531,883	△3,512	528,371		△11,800	

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

6. 学校給食費	364,504	13,500	378,004			
計	571,729	13,500	585,229			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
8,288			

13,500	12. 委託料	13,500	01 学校給食経費 12 委託料 給食事務委託料増	13,500 13,500
13,500				

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.45ヶ月分 地 域 手 当	
補正後	長 等	3		25,560	8,452
	議 員	18	80,883		26,741
	その他の特別職	1,662	80,582		
	計	1,683	161,465	25,560	35,193
補正前	長 等	3		25,560	8,452
	議 員	18	80,883		26,741
	その他の特別職	1,662	78,439		
	計	1,683	159,322	25,560	35,193
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	0	2,143		
	計	0	2,143	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,060	6,500	40,560	3,451
		107,624	21,733	129,357	
		80,582		80,582	
	48	222,266	28,233	250,499	3,451
	48	34,060	6,500	40,560	3,451
		107,624	21,733	129,357	
		78,439		78,439	
	48	220,123	28,233	248,356	3,451
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		2,143		2,143	
	0	2,143	0	2,143	0

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度  
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公共施設LED照明器具賃貸借	200,000			令和8年度から 令和18年度まで	200,000				200,000
働く婦人の家敷地等管理委託	5,064			令和8年度から 令和10年度まで	5,064				5,064
小貝川ふれあい公園管理委託	64,020			令和8年度から 令和10年度まで	64,020				64,020
やすらぎの里公園管理委託	16,200			令和8年度から 令和10年度まで	16,200				16,200
砂沼広域公園管理委託	55,320			令和8年度から 令和10年度まで	55,320				55,320
街区公園管理委託(多賀谷城跡・上町・三道地・陣屋・ 本宿・千代川緑地)	25,890			令和8年度から 令和10年度まで	25,890				25,890
体育施設敷地維持管理委託(千代川体育館・砂沼球 場・千代川運動公園)	30,474			令和8年度から 令和10年度まで	30,474				30,474

(3) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,449,020	16,116,299	864,300	957,603	16,022,996
(1) 総 務	536,433	721,626	135,800	41,778	815,648
(2) 庁 舎	4,215,800	4,203,065		75,237	4,127,828
(3) 民 生		9,000	59,200		68,200
(4) 農 業	628,370	637,782	46,100	54,695	629,187
(5) 土 木	4,373,520	4,176,089	370,600	374,795	4,171,894
(6) 消 防	917,672	871,440	44,300	51,739	864,001
(7) 教 育	5,777,225	5,497,297	208,300	359,359	5,346,238
2. 災 害 復 旧 事 業	51,513	31,275		20,238	11,037
3. そ の 他	7,099,474	6,443,062	2,600	684,929	5,760,733
(1) 災害援護資金貸付事業債	9,459	6,212	2,600	2,287	6,525
(2) 上水道事業出資債	7,158	3,637		1,573	2,064
(3) 減税補てん債	17,520	7,687		6,340	1,347
(4) 減収補てん債	48,865	45,991		2,875	43,116
(5) 臨時財政対策債	7,016,472	6,379,535		671,854	5,707,681
合 計	23,600,007	22,590,636	866,900	1,662,770	21,794,766

議案第61号

令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,734,437千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 国庫支出金		0	1,380	1,380
	1. 国庫補助金	0	1,380	1,380
歳入合計		4,733,057	1,380	4,734,437

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		120,224	1,380	121,604
	2. 徴税費	32,925	1,320	34,245
	4. 趣旨普及費	446	60	506
歳出合計		4,733,057	1,380	4,734,437

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括  
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	1,035,912		1,035,912	21.9
2. 使用料及び手数料	101		101	0.0
3. 県支出金	3,243,287		3,243,287	68.5
4. 財産収入	435		435	0.0
5. 繰入金	433,770		433,770	9.2
6. 繰越金	10,000		10,000	0.2
7. 諸収入	9,552		9,552	0.2
8. 国庫支出金		1,380	1,380	0.0
歳入合計	4,733,057	1,380	4,734,437	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	120,224	1,380	121,604	2.6
2. 保険給付費	3,183,636		3,183,636	67.2
3. 国民健康保険事業費納付金	1,357,513		1,357,513	28.7
4. 保健事業費	57,768		57,768	1.2
5. 基金積立金	435		435	0.0
6. 諸支出金	3,481		3,481	0.1
7. 予備費	10,000		10,000	0.2
歳出合計	4,733,057	1,380	4,734,437	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
1,380			
1,380			

2. 歳入

(款) 8. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,320	1,320
2. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	60	60
計	0	1,380	1,380

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	1,320	子ども・子育て支援事業費補助金
1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	60	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 徴税総務費	31,811	1,320	33,131	1,320		
計	32,925	1,320	34,245	1,320		

(款) 1. 総務費

(項) 4. 趣旨普及費

1. 趣旨普及費	446	60	506	60		
----------	-----	----	-----	----	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源	12. 委託料	1,320	02 一般管理事務経費 12 委託料 システム改修委託料	1,320 1,320

	10. 需用費	60	01 趣旨普及費 10 需用費 印刷製本費増	60 60
--	---------	----	------------------------------	----------

議案第62号

令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 国庫支出金		0	3,080	3,080
	1. 国庫補助金	0	3,080	3,080
歳入合計		677,700	3,080	680,780

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		50,661	3,080	53,741
	2. 徴収費	2,721	3,080	5,801
歳出合計		677,700	3,080	680,780

下妻市後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	488,502		488,502	71.8
2. 使用料及び手数料	5		5	0.0
3. 繰入金	175,626		175,626	25.8
4. 繰越金	1,000		1,000	0.1
5. 諸収入	12,567		12,567	1.8
6. 国庫支出金		3,080	3,080	0.5
歳入合計	677,700	3,080	680,780	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	50,661	3,080	53,741	7.9
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	609,341		609,341	89.5
3. 保健事業費	14,373		14,373	2.1
4. 諸支出金	1,510		1,510	0.2
5. 予備費	1,815		1,815	0.3
歳出合計	677,700	3,080	680,780	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
3,080			
3,080			

2. 歳入

(款) 6. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	3,080	3,080

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	3,080	子ども・子育て支援事業費補助金

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 徴 収 費	2,721	3,080	5,801	3,080		

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	12. 委 託 料	3,080	01 徴収費 12 委託料 システム改修委託料
			3,080

## 議案第63号

### 下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について

下記の者を下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和7年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

住 所

氏 名 横 田 芳 宏

### 提案理由

現下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員である横田芳宏氏が、令和8年1月16日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるものである。

履 歷

(略)